

議案第47号

芽室町公共下水道特別会計条例廃止の件

芽室町公共下水道特別会計条例を次のとおり廃止しようとするものであります。

令和元年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町公共下水道特別会計条例を廃止する条例

芽室町公共下水道特別会計条例（昭和49年3月19日条例第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 芽室町公共下水道特別会計（以下、「下水道会計」という。）の令和元年度分の歳入、歳出及び決算に関しては、なお従前の例による。

（権利義務の帰属）

3 この条例の施行の際、下水道会計に属する資産及び債権債務並びに歳計剰余金は、令和2年度の芽室町の下水道事業に関する会計に帰属するものとする。

説 明

公共下水道事業について、地方公営企業法を適用することに伴い、芽室町公共下水道特別会計条例を廃止しようとするものです。